

登録免許税法別表第3の「1の2の項（学校法人）」及び「10の項（社会福祉法人）」の第3欄に掲げる登記に係る非課税証明願の提出先

根拠	申請者	別表第3の該当項の第3欄			非課税証明願の提出先		
					不動産の所在地		
					熊本市外	熊本市内	
登録免許税法 第4条第2項	同法別表第3の1の2の項の第3欄 <u>（学校法人）</u>	学校法人	第1号	幼稚園	建物	子ども未来課	子ども未来課
			第2号	幼稚園	土地	子ども未来課	子ども未来課
			第3号	保育所	建物・土地	子ども未来課	熊本市
				・家庭的保育事業 ・小規模保育事業 ・事業所内保育事業	建物・土地	市町村	熊本市
			第4号	・幼稚園型認定こども園 ・保育園型認定こども園	建物・土地	子ども未来課	熊本市
				幼保連携型認定こども園	建物・土地	当該不動産の所在地を管轄する 広域本部福祉課 （ただし、県央広域本部にあっ ては宇城地域振興局総務福祉課 又は上益地域振興局福祉課）	熊本市
	同法別表第3の10の項の第3欄 <u>（社会福祉法人）</u>	社会福祉法人	第2号	幼稚園	建物・土地	子ども未来課	子ども未来課
			第3号	保育所	建物・土地	当該不動産の所在地を管轄する 広域本部福祉課 （ただし、県央広域本部にあっ ては宇城地域振興局総務福祉課 又は上益地域振興局福祉課）	熊本市
				・家庭的保育事業 ・小規模保育事業 ・事業所内保育事業	建物・土地	市町村	熊本市
			第4号	・幼稚園型認定こども園 ・保育園型認定こども園	建物・土地	子ども未来課	熊本市
幼保連携型認定こども園	建物・土地	当該不動産の所在地を管轄する 広域本部福祉課 （ただし、県央広域本部にあっ ては宇城地域振興局総務福祉課 又は上益地域振興局福祉課）		熊本市			